

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-166203(P2019-166203A)

【公開日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2018-57592(P2018-57592)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月4日(2021.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機において、

特定事象を検出する特定検出手段と、

遊技を進行させる制御を行うメイン処理を実行するメイン処理実行手段と、

タイマ割込を所定時間毎に発生させるための設定を行うタイマ割込設定手段と、

前記タイマ割込が発生したにもとづいて、前記メイン処理の実行を中断してタイマ割込処理を実行するタイマ割込処理実行手段と、を備え、

前記タイマ割込処理実行手段は、前記特定検出手段の検出結果にもとづいて第1判定データを作成する第1作成処理を実行する第1作成処理実行手段を含み、

前記メイン処理実行手段は、

前記第1判定データを参照して前記特定事象が発生したかを判定する第1判定手段と、  
前記第1判定手段により前記特定事象が発生したと判定されたときに遊技を進行させる遊技進行手段と、

遊技機に異常が発生したときに前記第1判定手段による判定が行われないエラー状態に移行させるエラー状態移行手段と、

エラー解除操作にもとづいて前記エラー状態を終了させるエラー状態終了手段と、を含み、

前記第1判定手段は、前記エラー解除操作が行われた後、前記第1作成処理実行手段により前記第1作成処理が少なくとも1回実行された後であって、前記エラー状態であることを報知するための制御を終了させた後に、前記特定事象が発生したかを判定し、

前記エラー解除操作を検出する解除操作検出手段をさらに備え、

前記タイマ割込処理実行手段は、前記解除操作検出手段の検出結果にもとづいて第2判定データを作成する第2作成処理を実行する第2作成処理実行手段をさらに含み、

前記メイン処理実行手段は、前記第2判定データを参照して前記エラー解除操作が行われたかを判定する第2判定手段をさらに含み、

前記第2判定手段は、前記エラー状態に移行した後、前記第2作成処理実行手段により前記第2作成処理が少なくとも1回実行された後に、前記エラー解除操作が行われたかを判定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明の遊技機は、

遊技を行う遊技機（例えば、遊技機1）において、

特定事象を検出する特定検出手段と、

遊技を進行させる制御を行うメイン処理を実行するメイン処理実行手段と、

タイマ割込を所定時間毎に発生させるための設定を行うタイマ割込設定手段と、

前記タイマ割込が発生したことにもとづいて、前記メイン処理の実行を中断してタイマ割込処理を実行するタイマ割込処理実行手段と、を備え、

前記タイマ割込処理実行手段は、前記特定検出手段の検出結果にもとづいて第1判定データを作成する第1作成処理を実行する第1作成処理実行手段を含み、

前記メイン処理実行手段は、

前記第1判定データを参照して前記特定事象が発生したかを判定する第1判定手段と、前記第1判定手段により前記特定事象が発生したと判定されたときに遊技を進行させる

遊技進行手段と、

遊技機に異常が発生したときに前記第1判定手段による判定が行われないエラー状態に移行させるエラー状態移行手段と、

エラー解除操作にもとづいて前記エラー状態を終了させるエラー状態終了手段と、を含み、

前記第1判定手段は、前記エラー解除操作が行われた後、前記第1作成処理実行手段により前記第1作成処理が少なくとも1回実行された後であって、前記エラー状態であることを報知するための制御を終了させた後に、前記特定事象が発生したかを判定し、

前記エラー解除操作を検出する解除操作検出手段をさらに備え、

前記タイマ割込処理実行手段は、前記解除操作検出手段の検出結果にもとづいて第2判定データを作成する第2作成処理を実行する第2作成処理実行手段をさらに含み、

前記メイン処理実行手段は、前記第2判定データを参照して前記エラー解除操作が行われたかを判定する第2判定手段をさらに含み、

前記第2判定手段は、前記エラー状態に移行した後、前記第2作成処理実行手段により前記第2作成処理が少なくとも1回実行された後に、前記エラー解除操作が行われたかを判定する（例えば、図9のS e 1 0の処理を行う部分、図11、図13に示す部分）。

この構成によれば、意図せずにエラー状態が終了することを防止できる。

すなわち、ノイズの発生や不正な信号の一斉入力など要因に起因してエラー状態に移行した場合に、エラー状態に移行する前に変化したエラー解除操作の操作状態によってそのまま即座にエラー状態が終了してしまうような状況が生じることを防止できる。